

宝塚市立病院 入院用品提供事業仕様書

1 業務名

「宝塚市立病院 入院用品提供事業」(以下「本事業」という。)

2 事業内容

事業者は、宝塚市立病院(以下「当院」という。)において建物の一部を借り受け、入院患者に対し、入院生活に必要な病衣・タオルなどを洗濯付きでレンタルし、日用品等を提供し、日額で料金を請求する業務全般を行う。

3 貸付場所

用途	所在	床面積
物品保管庫	看護宿舎管理事務室	37.59 m ²

但し、当院建替え工事のため貸付場所を変更する場合がある。

4 貸付条件

- (1) 事業者は契約書に記載する貸付料を当院に支払う。前条但し書きのとおり、貸付場所の変更を行った場合は、変更した貸付場所の面積に応じて貸付料の変更を行うものとする。
- (2) 貸付料にかかる入金明細は金額確定後、速やかに提出する。また、当院の要望があった際は、未収リスト等を作成・提出すること。

5 物品構成等

- (1) 物品の構成は別表のとおりとする。
- (2) 事業者は、商品について必要十分な量を確保し、適切な量が配布されるよう十分配慮し、物品の発注、納品及び使用済みリネン類の回収、その他必要な物品の管理を行うこと。
- (3) 提供用品の種類、内容等の構成及び利用料金の設定については、協議により変更できるものとする。

6 利用料金設定、契約及び請求

- (1) 各セットの利用料金は別表のとおりとする。
- (2) 利用に際しては、利用者と事業者が契約を行い、利用終了後もしくは月単位にて、利用者に対して直接事業者が利用料金を請求すること。なお、利用料金に未収金が発生した場合についても事業者が適切に対応すること。
- (3) 事業者は、利用者の利用料金支払いの便宜、利用者が必要とする書面の発行等について十分配慮し対応すること。
- (4) 入院患者より支払について現金支払いを依頼された場合はその場で現金回収を行うこと。

7 業務の実施体制

(1) 運用形態

利用申し込みの受付、外泊等による利用の中断及び退院等による利用の中止の受付、

並びに病棟リネン庫から入院患者への入院用品の提供は、当院職員が行う。

事業者は、当院職員が利用者に説明を行う際の資料及び利用申込書等、利用者に交付するものを提供すること。また、利用申込書の管理、申込書の随時回収及び確認・利用中断、中止の確認等、当院職員と十分な調整を図り、円滑に行うこと。

物品の利用数量について当院職員は管理をしない。

(2) 事業運営体制の確保

事業者は、本事業運営に関わるあらゆる業務の問題に対応可能な責任者を定め、定期的に当院を訪問し、事業運営に問題がないかどうかを確認し、事業の連絡や調整の協議を行うこと。

また、事業者は、災害等の非常時にも商品供給等が可能な体制を整備すること。

(3) 当院職員との連携

本事業の運用開始前は、当院職員への説明会を実施するなど、円滑に事業が実施できるよう配慮すること。本事業運用開始後は、当院職員からの要望について協議の上、必要に応じて反映すること。

(4) 在庫管理、納品体制

事業者は、各物品の在庫管理を随時行い、当院職員が入院患者の申出や判断により必要に応じて申込者へ配布することができる数量を常時確保すること。

各物品の物品倉庫への納品は原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分の間とし、受領にあたっては事業者が検品を行い、汚損・破損等の物品を利用者へ提供することのないように十分留意すること。

◎病床数

病棟名	病床数	病棟名	病床数
ICU	4	4階西病棟	53
3階東病棟	24	5階西病棟	52
5階東病棟	51	6階西病棟	38
6階東病棟	47	7階西病棟	52
7階東病棟	15	8階西病棟	53
		合計	389

※稼働病床数。

※令和6年～7年度にかけて工事等により1病棟閉鎖中です。

(5) リネン類管理体制

リネン類の洗濯業務に関しては、医療関連サービスマークを保有している業者もしくは、厚生労働省令で定める基準(医療法施行規則第9条の14)に適合している業者が行い、回収交換回数は、週 2 回以上とすること。

(6) 衛生管理

運営に当たって、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、施設物件の整理整頓に努め、衛生管理の万全を期すこと。業務従事者に対しては、定期的に健康診断を実施し、院内感染対策を講ずること。なお、これらの措置に関する費用は事業者の負担で行うこととする。また、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

(7) 苦情・問い合わせ窓口等

当業務への問い合わせ及び苦情などについては、業務者の責任において、誠意を持っ

て対応を行うこと。また、専用の対応窓口を設けること。利用者からの問合せや苦情により、当院の運営に影響を与えることがないこと。

(8) 情報の適正管理

本事業運営で知り得た入院患者及びその家族の個人情報、個人情報の保護に関する法律及び宝塚市個人情報保護条例の規定に基づき、業務上知り得た個人情報の漏えい及び滅失及び毀損等の事故の防止並びにその他個人情報の適正な管理のため必要な措置を講ずること。

(9) 説明対応業務

運営にあたって、入院患者やその家族からの申し出があった場合は直接の説明対応を行うこと。

8 その他

(1) 損害賠償

物品類の紛失、取扱上の過失による損害、その他商品の損害については、当院の責によることが明らかな場合を除き、事業者の費用負担にて対応すること。

(2) 原状回復等

設置事業者は、本事業の契約期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復をすること。また、設置事業者は、当院に対し、原状回復に要した費用、設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、請求はできない。